

補聴器使用条件が付されている免許証をお持ちの方にお知らせします

平成 24 年 4 月 1 日から聴覚に障害がある方（10 メートルの距離で 90 デシベルの警音器の音が聞こえない方）が運転できる自動車などの種類が広がりました。補聴器条件が付されている方は、臨時適性検査を受検し、適性が確認された後、安全教育を受講することにより補聴器をはずして運転することができます。

ただし、補聴器無しで運転する場合はいくつか条件が必要です。

●運転できる自動車などの種類

自動車などの種類		運転に必要な免許
普通自動車※	乗用車	普通免許
	貨物車	
原動機付自転車		普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許
小型特殊自動車		普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は小型特殊免許
大型自動二輪車		大型二輪免許
普通自動二輪車		大型二輪免許又は普通二輪免許

※ 普通自動車を運転する時には、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）を取り付けることと聴覚障害者標識を表示することが条件となります。

●特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の取り付け 普通自動車を運転する時に取り付けなければなりません。

乗用車を運転する場合→ワイドミラー

貨物車を運転する場合→補助ミラー

補助ミラーとは？

荷物により後ろが見えない普通貨物車などの左右のサイドミラー（ドアミラー）に取り付けることで、自動車の後方の視界を確保することができる鏡のこと。

●聴覚障害者標識の表示

普通自動車を運転する時には、前と後ろの定められた位置に聴覚障害者標識を付けることが必要です。（原動機付自転車、小型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車を運転する時は不要）

なお、補聴器をつけて運転する場合は、従来と同じで、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）の装着や聴覚障害者標識を表示する必要はありません。

以上の条件を満たす方は臨時適性検査が受検できます。

臨時適性検査及び安全教育の受検方法（受検は予約制です）

◎実施場所

- ・運転者教育センター（春江）
- ・嶺南運転者教育センター

◎実施日

原則として水曜日

◎時間等

- ・受付時間
春江 午後1時から午後1時30分
嶺南 午前10時から午前10時30分
- ・臨時適性検査 概ね30分
- ・安全教育（実車）概ね30分
- ・安全教育（座学）概ね30分

◎その他

手数料はかかりません。

予約先（受付時間は平日の8時30分から17時15分の間です）

- 福井県運転者教育センター（坂井市春江町）内 講習指導係
電話 0776-51-2820 内線 342～344
FAX 0776-51-2820
- 福井県嶺南運転者教育センター（三方上中郡若狭町）
電話 0770-45-2121
FAX 0770-45-2121